

令和5年度タクシーチケット使用の契約者の募集公告

1. 契約内容

本役務契約は、九州地方整備局川内川河川事務所が所在する薩摩川内市を拠点とし、職員の業務及び外部での急務発生時の職員の安全かつ速やかな人員等の運送を目的としたタクシーチケット使用契約である。

ただし、契約締結は令和5年4月3日とするが、当該業務にかかる令和5年度予算成立が4月4日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算状況により、別途契約日及び契約期間の調整等を行う場合がある。

2. 契約期間

令和5年4月3日～令和6年3月31日

3. 応募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の申立てがなされている者においては決定を受けている者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募条件

- (1) 鹿児島県（薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町）及び宮崎県（えびの市）で、タクシーチケットが使用できること（提携タクシー会社等による運行は可。その場合、地域ごとに運行会社、運行方法を記載した書類を提出しなければならない）。なお、契約条件については、下記（2）からによるもののほかは、契約書（案）、仕様書のとおりとする。
- (2) 本役務契約に係る事務手数料がかからないこと（料金後払いタクシーチケットの請求も含む）。
- (3) 料金後払いタクシーチケットが使用できること。
- (4) 発注者から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む7営業日以内に納入可能なこと。
- (5) タクシー料金の請求にあたっては、請求書を当月月末締め切りとし、原則として翌月の15日までに利用したタクシーチケット及び明細書を添付のうえ提出が可能であること。また、支払は銀行等口座振込とすること。
- (6) 本業務の契約を希望する者は、応募申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。
- (7) 応募関係資料の交付を受けた者であること。

5. 契約者の決定方法

上記3及び4に掲げた条件を満たす全ての者と契約することとする。

ただし、タクシーチケット使用を確約するものではない。

6. 担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 経理課 契約係
電話0996-22-3272 (内線223) fax0996-22-6907

7. 応募要領

(1) 応募関係資料の交付期間、場所及び方法

交付期間は、令和5年2月27日(月)から令和5年3月16日(木)まで
8時30分～17時00分(土、日、祝日を除く)。

交付場所及び方法は、上記6において直接交付する。

(2) 申込書の提出期限等

提出期限 令和5年3月16日(木) 17時00分まで

提出方法 契約を希望する者は、所定の提出期限までに申込書を上記6に示す場
所に持参又は託送(配達記録の残るもの)により提出しなければならない。
(提出期限内必着)

(3) 説明会の日時及び場所

実施しない

(4) 提出書類に関するヒアリングの有無

実施しない

(5) 契約担当官等は、応募資格を確認した結果について令和5年3月27日(月)まで に、書面にて応募者に通知する。

8. 契約条件

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 支払は、月初めから月末毎に取りまとめた請求書を受領し、検収後に行うものとする。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 九州地方整備局が発注する業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、 断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協
力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容 を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じ ることがあること。

(4) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じ る等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出資料に要する資料は応募者の負担とし、提出された資料は返却しない。

なお、提出された資料は確認審査以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出期限以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。

なお、応募資格の確認結果通知日までに分任支出負担行為担当官からの提出資料の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

- (4) 応募者は、応募後、この公告、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、応募資格を失うものとする。なお、契約締結後である場合は、契約を破棄するものとする。

令和5年2月27日

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局 川内川河川事務所長
杉町 英明